

2024年（令和6年）10月11日

株式会社アイダ設計
代表取締役 會田 貞光 様

適格消費者団体 特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者機構日本
代表理事 佐々木 幸孝



再問合せ

令和6年8月2日付け回答書のご提出ありがとうございました。

上記回答書の問合せ事項に対するご回答につき、以下のとおり再問合せいたします。

つきましては、本要請に対する貴社の文書によるご回答を本年11月15日（金）までに当機構にお寄せください。（回答書には、本件に関する貴社の担当窓口、担当者名、住所、電話番号、FAX番号、E-Mail アドレスをご記載ください。）

記

1 本件約款第2条（着工の準備）第8号

「請負契約締結に先立って、お客様と資金計画を作成しており、その際に地盤改良工事が必要な場合の見込額をお伝えし、資金計画に組み入れています。」と記載されていますが、具体的にどのようにお伝えしているのでしょうか。例えば、資金計画書などが作成され、そこに地盤改良工事が必要な場合の見込額が記載されているということでしょうか。

2 本件約款第11条（不可抗力による損害）及び本件約款第21条（請負人の中止権、解除権）第6項

「第21条は以下のとおり変更します」と記載され、第21条第6項では、「乙は、第4項（中略）又は第5号によって本契約を解除した場合」と記載されていますが、「第5号」との記載は誤記であり、正しくは「乙は、第4項（中略）又は第5項によって本契約を解除した場合」でしょうか。

3 本件約款第12条（完成・施主立会い）第4項

「軽微な補修に要する期間を工期に含まないとしている趣旨は、居住する上で支障にならない軽微な不具合を理由としてお客様が決済・引渡しを拒絶し、かつ、当社の履行遅滞であるとのご主張をされることを回避するためです。」と記載されており、ご趣旨は理解いたしました。しかし、条項上

は補修すべき部分が「軽微」としか記載されておらず、ご趣旨を読み取ることが困難です。条項に説明を書き加えるなどして、より分かりやすい記載にさせていただきますでしょうか。

<本件に関する問合せ>

消費者機構日本

専務理事

板谷伸彦

事務局

森口直樹

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 主婦会館プラザエフ 6 階

TEL 03-5212-3066 FAX 03-5216-6077